

機 密 院

眼トシ兼テ職員ノ配置ニ若干ノ改正ヲ施サントスルモノニシテ孰
レモ已ムヲ得サルモノト認メラルルニ由リ本件ハ此ノ儘之ヲ可決セ
ラレ然ルベシト思料ス

右謹デ審査ノ結果ヲ報告ス

昭和十五年十一月八日

書記官長

議長宛

昭和十五年十一月二十一日

委員長 石井顧問官 併

委員 有馬顧問官 窪田顧問官 都

石塚顧問官 美 潮顧問官 五

二上顧問官 五 大島顧問官 五

小幡顧問官 俊 竹越顧問官 五

情報局官制外四件審査報告

秘

情報局官制外四件審査報告

今回御諮詢、情報局官制外務省官制中改正、件、文官任用令中改正ノ件、情報局情報官ノ特別任用ニ關スル件及大正二年勅令第百六十二號任用分限又ハ官等ノ初叙陞叙ノ規定ヲ適用セサル文官ニ關スル件中改正ノ件ニ付本官等審査委員ヲ命ゼラレ本月十四日、十八日及二十日ノ三回委員會ヲ開キ國務大臣及關係諸官ノ辯明ヲ聽キ以テ慎重之ガ査覈ヲ遂ゲタリ
國務大臣ノ説明ニ依レバ我國ハ現下世界未曾

有ノ大轉換期ニ際會シ自ラ樞軸ト爲リテ東亞
ニ新秩序ヲ建設シ進ニテ世界恒久平和ノ確立
ヲ促進センガ爲メ不斷ノ努力ヲ傾注シツツア
リ之ガ爲メ内ニ在リテハ高度國防國家體制ノ
完成ヲ必要トシ此ノ見地ヨリ行政機構ニ改正
ヲ加フベキモノ歟シトセザルモ就中情報宣傳
ニ關スル機構ノ整備ヲ期スルヲ以テ最モ急務
ト爲ス蓋シ一國ノ政策ハ常ニ内外ノ情勢ニ關
スル正確ナル認識ニ基キ始メテ其ノ萬全ヲ期
シ得ベク之ヲ内外ニ適切ニ宣傳シ以テ内ニハ

健全ナル國論ヲ培ヒ外ニハ其ノ真意ヲ解明シ
テ國際的諒解ヲ容易ナラシムルコトニ由リ充
ク其ノ目的ヲ達成シ得ベク茲ニ於テ情報及宣
傳ハ國政ノ最モ重要ナル部門ノ一ニ屬スレバ
ナリ之ヲ外國ノ例ニ徵スルニ獨伊英佛等ノ諸
國ハ孰レモ情報宣傳ノ機構ヲ整備シ宣傳省又
ハ情報省ヲ設ケ以テ其ノ國策ヲ遂行ニ寄與セ
シメント試ミツツアリ然ルニ我國ニ於テハ從
來情報及宣傳ニ關スル事務ハ其ノ目的及性質
ニ從ヒ夫々外務、內務、陸軍、海軍、逓信等ノ各省ニ

分屬セラレ僅ニ内閣情報部アリテ其ノ間ノ連絡調整ヲ圖リツツアルモ之ヲ現時ノ實情ニ照スニ未ダ以テ情報宣傳ノ眞價ヲ最モ有效ニ發揮セシムルニ足レリトスベカラズ政治ノ全局ヨリ見タル正確ニシテ綜合性アル情報ヲ確保シ一定ノ主義方針ニ基キ一貫シタル體系組織ニ依リ宣傳ヲ實施シ始メテ所期ノ目的ヲ達成スルコトヲ得ベキナリ乃チ爰ニ本案ヲ以テ内閣情報部ヲ改組シ之ヲ擴大強化シテ情報局ト爲シ前記各省ニ於ケル情報宣傳關係ノ事務ヲ

能フ限り之ニ統合シテ其ノ機能ヲ擴充セシムトヲ企圖シ情報局官制ヲ制定セントスルモノニシテ之ニ要スル經費ニ付テハ豫算ノ成立ヲ待ツノ遑ナキヲ以テ當分ノ必要額ハ第二豫備金ノ支出ニ仰ガントスルナリ

今茲ニ右情報局官制案及之ニ附帶關聯スル勅令案四件ノ要旨ヲ開陳スレバ左ノ如シ

第一 情報局官制

(一)情報局ハ内閣總理大臣ノ管理ニ屬シ國策遂行ノ基礎タル事項ニ關スル情報蒐集報道

及啓發宣傳、新聞紙其ノ他ノ出版物ニ關スル
國家總動員法第二十條ニ規定スル處分、電話
ニ依ル放送事項ニ關スル指導取締並ニ映畫、
蓄音機レコード、演劇及演藝ノ國策遂行ノ基
礎タル事項ニ關スル啓發宣傳上必要ナル指
導取締ニ關スル事務ヲ掌ルコトヲ以テ其ノ
權限トシ此ノ事務ヲ行フニ付必要アルトキ
關係各廳ニ對シ情報蒐集、報道及啓發宣傳ニ
關シ共助ヲ求ムルコトヲ得ルモノトシ(條二)
(二)同局ニ常務職員トシテ親任ノ總裁、勅任ノ

次長一人、奏任ノ秘書官專任一人及情報官專
任五十一人(內五コトヲ勅任ト)並ニ判任ノ屬專
任八十九人及技手一人ヲ置キ(條三)別ニ內閣
總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中
ヨリ內閣ニ於テ情報官ヲ命ズルコトヲ得シ
メ(條三)同局ニ總裁官房及勅任情報官ヲ以テ
部長トスル五部ヲ置キ其ノ事務ノ分掌ハ內
閣總理大臣之ヲ定ムルモノトシ(條四)此ノ外
局務ニ參與セシムル爲メ參與十五人以内ヲ
置キ內閣總理大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗ア

ル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズルコトト
シ其ノ待遇及任期ヲ定メ(第五)(三)總裁以下ノ
常務職員ノ職務ヲ掲ゲ(第六條乃至)(四)内閣情
報部官制ハ之ヲ廢止スル旨ヲ定ム(附二項)

第二 外務省官制中改正ノ件

前記ノ情報局設置ノ結果從前外務省情報部
ノ所掌シ來リタル情報ニ關スル事務及外務
省文化事業部ノ所掌シ來リタル對外文化事
業ニ關スル事務ハ夫々其ノ主要部分が同局
ノ所管ト爲ルニ由リ此ノ機會ニ於テ外務省

官制ヲ改正シ外務大臣ノ所管事項中ニ整理
ヲ加ヘ(第一)右ノ兩部ハ之ヲ廢止シ(第九條及)
其ノ所掌事務中當分ノ措置トシテ又ハ其ノ
本來ノ性質上外務省ニ殘置スルヲ適當トス
ル對外文化事業ニ關スル事務及海外情報ノ
蒐集對外啓發宣傳等情報事務ノ一部ハ東亞
局又ハ調査部ニ於テ之ヲ掌ラシムルコトト
シ(第十一條及)右ノ外務省情報部ノ廢止ニ因リ
情報部長ハ廢官ト爲ルノ外外務省ニ於ケル
事務減少ニ伴ヒ書記官、事務官、翻譯官及屬若

千人ヲ減員ス(第三條、第十一條、第十六條)

第三 文官任用令中改正ノ件

前記ノ情報局職員中情報局次長ハ其ノ地位及職任ニ鑑ミ廣ク適材ヲ求ムルノ必要アリテ其ノ任用ヲ普通任用ノ資格アル者ノミニ限定スベカラザルガ故ニ之ニ對シ特別任用ノ途ヲ開ク爲メ本件ヲ以テ文官任用令第三條ノ二列記ノ勅任文官中ニ右ノ官ヲ追加シ該官ハ同令所定ノ正規ノ資格ヲ有セザルモ其ノ職務ニ必要ナル學識技能及經驗ヲ有ス

ル者ノ中ヨリ高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得ルモノト爲サントス

第四 情報局情報官ノ特別任用ニ關スル件

前記ノ情報局情報官モ亦其ノ地位及職任ニ鑑ミ廣ク適材ヲ求ムルノ必要アリテ其ノ任用ヲ普通任用ノ資格アル者ノミニ限定スベカラザルコト從前ノ内閣情報部情報官ニ於ケルト同様ナルガ故ニ本件ヲ以テ新ニ特別任用ノ規定ヲ設ケ該官ハ正規ノ資格ナキモ其ノ職務ニ必要ナル學識經驗ヲ有スル者ノ

中ヨリ高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ任用
スルコトヲ得ルモノト爲サントス

第五 大正二年勅令第二百六十二號任用分限
又ハ官等ノ初敘陞敘ノ規定ヲ適用セサ
ル文官ニ關スル件中改正ノ件

本勅令第二條ノ規定ニ依レバ文官任用令第
三條ノ二ニ掲グル勅任文官其ノ他特別任用
規定ノ適用ヲ受クル若干ノ高等文官ニ付テ
ハ其ノ任用ニ支障ナカラシムル爲メノ高等官
官等俸給令第四條所定ノ初敘官等ニ關スル

報七

制限ヲ受ケシメザルモノトセリ前記ノ情報
局情報官ニ付テハ此ノ規定ノ適用ヲ受ケシ
ムルノ要アルコト從前ノ内閣情報部情報官
ニ於ケルト同様ナルニ由リ本件ヲ以テ本勅
令第二條列記ノ諸官中内閣情報部情報官ヲ
削リテ情報局情報官ヲ加ヘ該官ハ初敘官等
ノ制限ヲ受ケザルモノトセントスルナリ
按ズルニ本案ノ諸件ハ從來ノ内閣情報部ヲ改
組シテ其ノ組織ヲ擴大シ其ノ機能ヲ強化シ一
層有效ニ情報報道及啓發宣傳ノ統一及敦活ヲ

期セントスルノ趣旨ニ因リ情報局官制ヲ制定
シ之ニ伴ヒテ官制又ハ任用ニ關シ必要ナル新
規程ヲ設ケ又ハ従前ノ規程ニ必要ナル改正ヲ
加ヘントスルモノニシテ其ノ主眼タル情報局
ノ設置ハ刻下ノ情勢ニ照シ當面ノ事態ニ考ヘ
其ノ趣旨ニ於テ之ヲ是認スルヲ妨ゲズ官制所
定ノ同局ノ組織權限ニ關シテハ必ズシモ論議
ノ餘地ナキニ非ズ殊ニ其ノ職員タル高等官全
部ヲ特別任用ヲ許スノ官ト爲スガ如キ事頗ル
異例ニ屬スト雖之ヲ同局ノ特殊性ニ鑑ミ加フ

ルニ事實上其ノ相當部分ハ今後トモ正規ノ任
用資格アル者ヨリ之ヲ任用スベキニ由リ姑ク
之ヲ容認スルノ外ナキモ之ヲ以テ今後ノ先蹤
ト爲スベカラザルコト勿論ナリトス而シテ將
來此ノ新機構ノ機能ヲ發揮セシガ爲メニハ特
ニ各省其ノ他關係各廳トノ間ニ最モ緊密ニシ
テ圓滑ナル關係ヲ保持スルト共ニ此等ノ諸官
廳ニ在リテモ各々其ノ分任スル所ヲ恪守スベ
キコト極メテ必要ナルガ故ニ當局諸官ニ於テ
ハ實際ノ運営ニ關シ細心ノ注意ヲ拂ヒ以テ苟

モ情弊ヲ生ゼシムルコトナク能ク其ノ意圖ニ
合致セル成績ヲ收ムルニ遺憾ナカラシコトヲ
期セザルベカラズ是レ本官等ノ衷心希望ニ堪
ヘザル所ナリ仍テ審査委員會ニ於テハ本案各
件ハ總テ此ノ儘之ヲ可決セラレ然ルベキ旨此
ノ希望意見ト共ニ全會一致ヲ以テ議決シタリ
右審査ノ結果ヲ報告ス

昭和十五年十一月二十一日

審査委員長

樞密顧問官子爵石井菊次郎

審査委員

樞密顧問官

有馬 良橘

樞密顧問官

窪田靜太郎

樞密顧問官

石塚 英藏

樞密顧問官

潮 惠之輔

樞密顧問官

二上 兵治

樞密顧問官

大島 健一

樞密顧問官

小幡 酉吉

樞密顧問官

竹越與三郎

樞密院議長原嘉道殿

秘

昭和十五年十一月二十一日

委員長窪田顧問官 勅

委員石塚顧問官 勅 南顧問官 勅

潮顧問官 勅 林(賴三)顧問官 勅

二上顧問官 勅

司法省官制中改正ノ件審査報告